



Title	社会主義諸国家における夫婦財産制の諸問題
Author(s)	五十嵐, 清; Igarashi, Kiyoshi
Citation	スラヴ研究, 7, 1-14
Issue Date	1963
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4964
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113177.pdf



社会主義諸国家における夫婦財産制 の諸問題

五 十 嵐 清

I 方法論的序説

本稿はソビエト連邦をはじめとする社会主義諸国家における夫婦財産制の現状とその問題点を比較法の立場から論じようとするものである。その大要はすでに発表済みであるが、⁽¹⁾ 今回はより詳述するとともに、若干の補足的資料により全体を再検討してみたい。

この機会に方法論上の問題について一言しよう。社会主義国の家族法に関しては、すでに多くの研究が、わが国をふくめて、社会主義国以外の学者により発表されている。この事實は、かかる研究が、社会主義国以外（いま、これを資本主義国とする）において有益であることを物語っているといえる。しかし、この点に問題がないわけではない。第一に、そもそも、家族法は比較法の対象として適当であるかという問題がある。家族法は一国の伝統習慣に左右されることが多く、比較法に親しまない領域である、という見解が有力に主張されている。これは、比較しうるもののみが比較法の対象となる、という考え方を前提とし、家族法のごとく国により差異のありすぎる領域は、比較法による大きな効用を期待できない、とするものである。⁽²⁾ しかし、渉外的家族関係が激増している今日、外国家族法の知識は裁判所にとり不可欠となっているという事実を別としても、現在の諸国家は家族法に関し多くの共通の問題に直面しており、一国におけるその解決または解決への努力は、他国にとり参考になる点が多いのみならず、その解決には近時、共通の方向が見られる。このことは、とくに夫婦財産制について妥当する。⁽³⁾ これらの理由にもとづき、各国とも比較家族法の研究が大幅に推進せしめられているものと思われる。

第二に、しかしここでは、資本主義国において社会主義国の家族法を研究することの意義がさらに問題となる。これは、より一般的にいえば、社会体制を異にする法体系の間で比較が可能であるか、という問題である。⁽⁴⁾ この点に関する社会主義国の法学者の態度を一言するならば、資本主義法（ブルジョア法）は、それに対する社会主義法の優位を示すためにのみ研究に値するものであり、法学者は全力をあげて両者の間の差異を発

(1) 五十嵐「夫婦財産制」家族法大系Ⅱ、所収

(2) Gutteridge, *Comparative Law*, 2nd. ed. 1949. p. 31-2. ただし、Gutteridge 自身は、この見解の不当な一般化には反対している。

(3) 前掲拙稿は全体として、この事実を立証しようとしたものである。

(4) Loeber, *Rechtsvergleichung zwischen Ländern mit verschiedener Wirtschaftsordnung*, *Rabels Z*, 26 (1961), 201 はこの問題に関し包括的な考察をしたものとして注目される。

見すべきであり、現象的にブルジョア法と類似する制度があっても本質的差異の存することの指摘を怠ってはならないことが要求されている。⁽⁵⁾ その結果、社会主義国の法学者の研究はわれわれに対し多くの刺戟を与えてくれるけれども、全体として独善的であるというそしりを免れない。資本主義国においても、正反対の立場から社会主義法を研究する学者が存在することは否定できないが、これまた批判を免れることはできない。⁽⁶⁾ このような比較法を、われわれは対照的比較法 (die kontrastierende Rechtsvergleichung) またはイデオロギー的比較法 (die ideologische R.) と呼ぶことができよう。⁽⁷⁾ かかる方法も一つの比較方法ではある。そして、現在の状況の下では、その政治的意義は否定できない。しかし、両体制のそれなりの確立という事実を認めざるをえない今日、比較法学者としては、その平和的共存を志向しなければならないであろう。⁽⁸⁾

われわれがたんに制度の比較だけでなく、その制度のもつ機能にまでさかのぼるならば、両体制間の法制度の比較も有用なものになろう。そのさい、部門により異った視点が要求される。⁽⁹⁾ まず、社会経済体制と直接に関係する法制度 (とくに所有権と契約) については、たしかに両者の差は否定できず、現象的な一致点を捉えて両者の類似を指摘することは、往々誤解を生ぜしめる基となる。しかし、その点に注意を怠らなければ、この部門に関する比較法は豊かな実りをもたらすであろう。なぜなら、現代国家として、両者とも、解決すべき多くの共通の問題をこの部門に関しても、有しているからである。これに対し、社会経済制度と無関係な法制度 (交通法規、その他、技術的手続的法) については、とくに社会主義法としての特色をあげることはできない。ここでは、われわれは国際的な法の統一を考えるべきである。さらに、本来、この部門に属すべき法制度でありながら、社会主義国の側から、イデオロギー的考慮により、ブルジョア法とは違う本質を有すると主張されている法制度がある。家族法や国際私法がその例である。われわれは、法における本質は何かという無意味な問題を論ずるよりは、両者の機能上の同一性に着目し、お互の比較により、有用な結論をひき出すことに努力すべきである。

さて、本稿でとりあげる夫婦財産制は主として家族法の領域の問題であり、したがって、以上の考察が正しければ、社会経済体制の相違を重視せずに比較できる。本稿は基本的にはこの立場に立つものである。ただ、夫婦財産制は家族法と財産法との交錯する領域でもあり、この点で、社会体制の相違の影響を受けざるをえない。しかし、それは

(5) Loeber, a. a. O. S. 201-209

(6) 最近におけるその代表的な業績として、Gsovski, *Government, Law and Courts in the Soviet Union and Eastern Europe*, 2 vols, 1959 をあげることができる。この大著に対する資本主義国側での批判として、とくに、Baykov, 24 *Modern Law Review* 399 参照。

(7) Loeber, a. a. O. S. 211-216. なお対照的比較法ということばは、Jerome Frank, *Civil Law Influences on the Common Law—Some Reflections on, Comparative' and ,Contrastive' Law*, *Univ. of Penn. L. Rev.* 104 (1955/56) 887 に由来する。

(8) 比較法学者の平和への役割につき、最近ではとくに Tunc, *Comparative Law, Peace and Justice: XXth Century Comparative and Conflicts Law*, p. 80 et seq. が感銘深い。

(9) 以下 Loeber, a. a. O. S. 226 による。Loeber は以下の三部門を *systembezogen*, *system-neutral*, *pseudo-systembezogen* として区別する。

社会主義諸国家における夫婦財産制の諸問題

量的な影響にとどまり質的なものではないと考えられる。すなわち、現在、世界各国が夫婦財産制に関し直面している問題は、一方においては男女同権の見地から、職業をもつ妻の経済的独立性の確保、および家庭の妻に対する夫の所得への参与の保障であり、他方においては家族のスタビリティの強化である。この点に関しては、両体制の間に根本的な対立はない。ただ、社会主義法の方が、より男女同権に徹しており、また家族観に対する宗教（なかんずくキリスト教）の影響が稀薄である点が指摘されよう。しかし、これは社会主義体制と論理必然的に結びつくものではない。また、社会主義法の下では、不労所得が制限され、さらに一般に私有財産（個人的所有財産）の範囲が画されているので、夫婦財産制が問題となる可能性がより少ないとはいえる。しかし、これまた程度問題であり、最近社会主義国の下で、夫婦財産制が論ぜられるようになったのは、個人的所有財産の重要性が増大したことの現われであり——ただしこの点、将来は問題であるが⁽¹⁰⁾——他方、現在の資本主義国の夫婦財産制においても持参財産の占める地位は低下し、勤労による所得財産の管理、分配が大きな比重を占めつつあることがうかがわれる。このような状況の下において、われわれは、ソビエトはじめ社会主義国における夫婦財産制の経験に多くを学ぶことができよう。

以上のような問題意識に立って、本稿ではソビエトはじめ東ヨーロッパの人民民主共和国における夫婦財産制の現状とその問題点を明らかにすることを目的としている。ソビエト以外の国における夫婦財産制は、ソビエト法の影響を強く受けており、そこには社会主義的夫婦財産制としての共通性が見られるが、その間に微妙な差異があるのみならず、ときには、根本的観念についての対立も見られる。したがって、本稿は、近時問題となりつつある社会主義諸国間における比較法の問題にも一つの寄与をすることができよう。しかしながら、筆者の語学力不足のため、本稿では第一次資料をほとんど利用しておらず、不十分な試みにすぎないことをあらかじめおことわりしておかなければならない。

Ⅱ ソビエト連邦における夫婦財産制⁽¹⁾

ソビエトにおける夫婦財産制に関する現行制度は、1926年の各共和国家族法典に規定されている所得共同制である。これは、それ以前の1918年家族法典の規定する別産制の原則を変更したものであるので、まずその沿革について一瞥することにする。

帝政時代のロシア民法典は、夫婦財産制に関し完全別産制を規定していたが、⁽²⁾ 農民および農村出身の労働者の間では、慣習法的な世帯財産の共同制（двор）が維持されていた。革命当時の立法者は、男女同権の実現のために、この共同制を廃止することが不

(10) 最近のソビエトでは再び個人的所有権の範囲を制限しようとする傾向にある。稲子，比較法研究 23号 188頁参照。

(1) 以下は主として、Hazard, Matrimonial Property Law in the U. S. S. R. in Friedmann, Matrimonial Property Law, 1955, pp. 210-235; Bratus, Sowjetisches Zivilrecht, Bd. II, 1953, SS. 462-470; Rouast, Le régime matrimonial légal dans les législations contemporaines, 1957, pp. 329-334, par Fridieff による。なお福島正夫「ソ連の婚姻法」新比較婚姻法IV所収，参照。

(2) Gsovski, Soviet Civil Law I. 1948. p. 132.

可欠であると考えたようである。かくして、1918年のロシア共和国家族法典は、「婚姻は配偶者の財産の共同制を作らない」(105条)と規定することによって、夫婦別産制の採用を簡潔に宣言した。もっとも、それにつづいて、夫婦は、相互に法律により許されているいかなる財産的契約をも結ぶことができるとされたが、しかし、夫または妻の財産権を減少しようとする夫婦間の合意は無効である(106条)として、妻の保護をはかった。

この規定は、農民には適用がなかった。そこでは、いぜんとして、革命前の慣習法が残った。1922年の土地法はそれを成文化した(66条, 67条)。ソビエトの学者は、その下においても、男女同権が貫かれなければならないことを強調している。⁽³⁾ この制度は、農業の全面的集団化が完成した今日でも、なお維持されているが、本稿では考察の対象外とする。⁽⁴⁾

これに対し、1926年ロシア共和国家族法典は、「婚姻に入る前から夫婦に属していた財産は、その特有財産として留る。婚姻間夫婦の獲得した財産は夫婦の共同財産とみなす。」(10条)と規定することによって、⁽⁵⁾別産制から所得共同制へと180度の転回を見せた。しかし、この変化は決して唐突ではなかった。すでに実務が着々とその準備をしていたのである。すなわち、1918年の原則は、職業をもつ妻には向いていたとしても、家庭を守る妻には不利益であった。家庭の主婦の利益を守るためには、家事と育児に関する妻の仕事も、夫の職業と同等に評価されることが必要であり、それは、婚姻中獲得された財産に関し、両配偶者間に平等の権利を認めることを要求した。このことは、1926年法の立法者も十分に自覚している。1925年10月19日に開かれた全ロシア中央執行委員会における法案の討論にさいし、司法人民委員クルスキイ(Д. И. Курский)は、つぎのように述べている。「婚姻中配偶者によって獲得された財産が、離婚にさいし分けられるべきである、と規定する条文について、ほとんど誰も審理しなかったと私はいわざるをえない。これはきわめて重要な条文であり、新しいものを導入している。最初に、われわれは“財産の分離”をもった。しかし、今や、“財産の共同”が導入されようとしている。共同の努力によって獲得された財産は共同財産となり、離婚にさいし平等に分割されるべきである。立法理由の説明の中で、私はこの原則の動機を指摘したが、それは広汎な労働者大衆によって鼓吹されたものである。われわれは、彼等の間で、家庭の主婦である労働者の妻が、家全体を管理し、小さい子供の養育の世話をし、そのように共同の家計に参加するが、しかし、離婚後は、労働者である夫がすべてをとるので、彼女の労苦に対しては何も受取らないという多くのケースを知っている。ちなみに、この特別の条文は婦人労働者の一人の代表によって示唆されたものである。このような財産の共同制は全く健全な原理であるように思われる。」⁽⁶⁾

(3) Friedmann, op. cit. p. 212

(4) 稲子恒夫「ソヴェト農村家族における世帯財産共有性」名大法政論集11号(1958)参照

(5) 条文のほんやくは宮崎昇。ソビエト家族法典52頁による。

(6) Schlesinger, *Changing Attitudes in Soviet Russia. The Family in the U. S. S. R.* 1949. p. 116より引用。なおこの資料によるかぎり、クルスキイのいうごとく、法案審理にさいし、所得共同制の導入に対する批判はほとんどなかったことが確認される。

社会主義諸国家における夫婦財産制の諸問題

さらに、この点で注目されるのは、他の共和国家族法典の中には、とくに明文を設けて、「子の養育および家政の管理に関する妻の労働は、財産に対する権利においては、生活資金の取得に関する夫の労働と同一視される。」旨、注で規定するものがあることであり（ウクライナ、白ロシア、グルジア）、そのことは同様の規定を有しない共和国においても変りはないとされている。かくして、ソビエトで、別産制を廃し、所得共同制を導入した主たる動機は、なおすべての婦人が経済的に独立していない現状において、家庭の主婦の利益を保護するためであったということが出来る。このことは、別産制の有する重大な欠陥として、今日では、資本主義国でも十分に認識されているところである。1920年代に早くもこの点を考慮し、改革を断行したソビエト立法者のリアリズムは高く評価するに値すると思われる。⁽⁷⁾

かくして、ソビエトにおいては、1926年家族法典により夫婦財産制として所得共同制が施行されることになったが、法典に規定されているのは、その原則のみであり、具体的な問題に関してはほとんど規定するところがなかった。その欠は、その後の学説判例によりある程度補充され、今日ではかなりまとまった制度となっているといえる。

まず、注目されることは、今日のソビエトでは所得共同制は強行的制度とされており、当事者の合意によって、これを別産制にかえることはできないとされている点である。⁽⁸⁾ 解釈論上は、この点と、夫婦間の財産上の合意を原則として認める規定（たとえば、ロシア共和国家族法 13 条）との関係が問題となるが、その結びつきは判然としない。ソビエトの学者は、この規定の適用されるのは、すでに共同財産に入っている財産の分割に関する場合だけである、と解しているようである。⁽⁹⁾ いずれにせよ、資本主義国においては、法定財産制のほかに、かなり広汎に契約による財産制を認めているので、この点もソビエト法の特色といえることができる。⁽¹⁰⁾ もっとも、別産制の可能性を認めないことが合理的であるか否かは問題ではあるが（後述）。

つぎに、共同財産の範囲に関しては、ロシア共和国家族法典は、たんに「婚姻間夫婦の獲得した（нажитое）財産」⁽¹¹⁾ と規定するだけであるが、それは夫婦が労働によって得た財産だけを意味するのであり、贈与や相続のごとく無償取得したものは、共同財産に入らないと解されている。そのことを明記する共和国家族法典もある（ウクライナ、白ロシア、グルジア）。かくのごとく、所得共同財産の範囲から無償取得されたものを除くことは一見社会主義的特色のように思われるが、資本主義国の所得共同制において

(7) 同じく別産制を採用しているイギリスでは、第二次大戦後、ようやく問題が自覚されている。浅見公子「イギリス夫婦財産法の諸問題」北法 10 卷合併号、同「イギリスにおける妻の財産法上の地位」北法 12 卷 3 号 4 号 13 卷 1 号参照。

(8) Bratus, a. a. O. S. 464; Rouast, op. cit. p. 330. 後者は、その理由として家族のスタビリテイをあげている。

(9) Friedmann, p. 213. なお、この 13 条に関しては適用例がないようである。ソビエトの学者はその理由として、社会主義の発展をあげているが、ハザードは、問題になるような財産がなかったからだ、としている。Friedmann, p. 216-7

(10) 西ドイツの新法がなお夫婦財産契約を認めたのに対し、東独の学者は、それは男女同権を損なうものとして批判している。Artzt, Das westdeutsche Gleichberechtigungsgesetz—ein grosser Schritt zurück, NJ 1957. 656. もっともこの点に関し、東独でも異論があることについては後述。

(11) 福島前掲 p. 44 は、これを「かせぎ得られた」と訳される。

も、無償取得財産が除かれるのが通常であり、必ずしも、そのようにいうことはできないであろう。⁽¹²⁾

かかる共同財産に対する夫婦の管理権および処分権は完全に平等である。この点は資本主義国の共同財産制においてはなお清算しきれないところであるので、社会主義国の夫婦財産制の特色であるといってよい。さて共同財産は法律的にはいわゆる夫婦の合有財産（общая совместная собственность）であり、当初は夫婦のいずれか一方の負う債務についても共同財産が全体として引当になると解せられていたが（1927年の判例）、今日では、夫婦の一方が、家族の利益のためでなく、自分だけのために結んだ契約上の債務については、共同財産中、契約当事者に帰する部分についてのみ責を負うとされている（1948年のソ連最高裁総会決定）。⁽¹³⁾ もっとも、配偶者の一方のある種の犯罪行為により共同財産が増加したときは、その損害賠償については共同財産全体が責を負うとされている。さらに、各配偶者は共同財産を家族の利益のために処分することもできる。このさい、他方の配偶者の同意は必要ではないと解されている。これは第三者の取引安全のためであるが、この結果、夫が勝手に共同財産を処分することによって妻の利益を害する可能性があるだろう。かくして、ソビエトにおいても、他方配偶者の利益のために、とくに家屋の売買にさいしては、その同意が必要であるとされている。⁽¹⁴⁾

共同財産は、以上のような債務の強制執行の場合のほか、原則として離婚にさいし分割される。分配の割合については、立法により等分であるとされている共和国もあるが（ウクライナ、白ロシア、グルジア）、ロシア共和国はじめ規定のないところが多い。そこでも原則は等分であるが、裁判所は具体的な事情——財産の形成、消費に対する両配偶者の寄与や扶養すべき子の数——に応じて、不平等な分配を認めている。つぎに、分割の対象となるのは、必ずしもすべての共同財産ではない。一方配偶者の個人的使用の目的となっているものは除かれる。ただし、ぜいたく品（ダイヤモンド、耳輪、指輪、ピアノなど）については、分配にさいしその価値が評価される。職業用の道具も同様である。また、一方配偶者の個人名義になっている預金や公債も分割の対象にならないとされている。⁽¹⁵⁾ これらの現象は、共同制の中にあつて、配偶者の経済的独立性を高めようとする傾向の現われであろうか。

(12) たとえばフランス民法では、不動産に関するかぎりであるが、婚姻中無償で取得したものは、共同財産に入らない。1402条。西ドイツの新夫婦財産制においても、婚姻中の無償取得財産を剰余財産に加えない。1374条2項。

(13) Friedmann, p. 219-220

(14) Bratus, a. a. O. S. 465. Friedmann, p. 221-2. なお Bratus によれば、ソビエト法が共同財産に関し、共有ではなくて、合有とするのは、「同権、愛、友情、尊敬に基礎をおくソビエト社会主義家族における配偶者間の人的な相互関係の本質」にもとづくとしてされているが、夫婦共同財産を合有として把握するのは、つとにドイツ法の態度である。もっとも、合有の法的構成について、両者の間に一致があるわけではない。ドイツ法につき、宮崎編、新比較婚姻法Ⅲ, p. 927-8 参照。

(15) Bratus, a. a. O. S. 467-8. Friedmann op. cit. p. 222-225. 福島前掲 p. 71. 以下、これら分割から除外される財産は、そもそも共同財産ではなく、特有財産とされるのか、あるいは共同財産だが、とくに分割の対象とならないのかについて学者の説明は判然としない。Bratus はこれを一応共同財産に含めているようであるが、Hazard は共同財産から除外されたものと理解している。結局、ソビエトでは、この問題が主として離婚にさいして生じているために、まだその点議論する必要がないからであろう。

以上が、ソビエト法における夫婦財産制の大要である。1926年家族法典によって採用された所得共同制は、その後の学説・判例の努力によって一応の確立をみることができた。第二次大戦後、東欧人民民主主義諸国が、あいついでこのような所得共同制を採用していることは、後述するごとくである。ところで、立法当時よりも、一層男女同権が実現し、妻の経済的独立性が高められた今日においても、ソビエトにおいては現行夫婦財産制に対する批判が見られない、といわれている。⁽¹⁶⁾のみならず、社会主義社会における夫婦財産制は別産制でなければならないと主張する東独の学者の見解（後述）に対しても、ソビエトの学者は、所得共同制の基礎は、主婦の保護だけではなく、今日では、財産が夫婦によって共同に利用され、管理され、処分されている事実にも求められているとして反対している。⁽¹⁷⁾これに対し、西欧の学者は、このような事実を、妻の家庭における役割を強調することによって家族のスタビリティを高めようとする最近のソビエトの政策の現われである、と評価している。⁽¹⁸⁾

Ⅲ 東欧諸国における夫婦財産制

第二次大戦後の東欧人民民主主義諸国は、あいついで家族法の改正を行ったが、ここでは夫婦財産制としては、ソビエト法にならって所得共同制が採用されている例が多い。しかし、そこには多少のニュアンスの差があり、また制度の根本的理解についても対立が見られる。ここでは、そのうち、若干の例をとりあげることとする。

まず、ブルガリヤでは1949年の家族法によって、完全な別産制が確立された。しかし、そこでも共同財産の存在を否定するわけではなく、婚姻中夫婦によって共同に取得された財産は共同財産を構成し、婚姻解消のときには、それはソビエト法的原理にしたがって分配されるべきものとされている。要するに、ソビエト法との主たる差異は、婚姻中、夫婦が単独で取得した財産が各自の特有財産となる点にあるものと思われる。⁽¹⁹⁾

またユーゴスラビアにおいても、現行法（1946年婚姻基本法）による法定夫婦財産制は、「労働によって取得された財産共同制により補充された別産制」であると報告されている。もっとも、その内容はソビエト法とほとんど差異がない。⁽²⁰⁾このことは、ソビエト式夫婦財産制は別産制を基調としているという理解の可能性をも示すものとして興味がある。

これに対し、興味ある立法の変遷を見せたのは、ハンガリーとポーランドである。ハ

(16) ハザードによれば、1946年以後、ソビエトの法律雑誌には夫婦財産制についての特別の論文が一つもないということである（なお、ハザードの研究の出版は1955年）。「ソビエト国家と法」誌に関するかぎりその後も事情は変わらない。なお、戦前においても、まとまった研究としては、M. Рейхель, *Общественные отношения супругов в советском праве*. (レイヘリ, 「ソビエト法における夫婦の共同財産関係」ソビエト国家と法1940年8-9号109頁以下があるにすぎないようである。

(17) 稲子恒夫「ソビエト法における個人財産と家族」法律時報33巻9号45頁。なお、そこでは、将来の立法においては、婚姻前の財産も合有にすべきであるというグラーベの見解が紹介されている。

(18) Friedmann *op. cit.* p. 234-5.

(1) Rouast, *op. cit.* p. 77-82 par Olivenbaum. なお、ここでも別産制の苛酷さを緩和するために清算請求権 (Ausgleichsanspruch) が認められている。Nathan, NJ 1958, 121.

(2) Rouast, *op. cit.* pp. 351-9. par Prokop. なお、この執筆者 (Zagreb 大学教授) は、新法の実効性については、まだ日数も少なく、訴訟が提起される例も乏しいので確定的なことは分らないと報告している。

ンガリーでは、1952年の家族法によって、それ以前に法定夫婦財産制であった所得参与制 (*régime de participation aux acquêts*) を廃止して、ソビエト法にならって所得共同制を採用した。ところで、所得参与制は、ハンガリーでは数世紀の伝統を有するものとされているが、一般には、スカンジナビヤ方式の夫婦財産制として知られているところであり、1932年のフランス民法改正草案で採用されることによって世界的に注視された制度である。そしてフランスでは実現しなかったが、他の諸国に大きな影響を与えたものである。ここでは、婚姻継続中は別産制の建前がとられ、ただ婚姻解消時に所得財産の分配が認められる。所得財産に対する配偶者の持分は、したがって潜在的なものにすぎない。この制度は、一方において、できるかぎり財産を分離して妻に独立の管理処分権を与えようとする男女同権の思想に貫かれ、他方において、婚姻共同生活の現実に適応し、とくに婚姻解消にさいし家庭の主婦を保護しようとする目的に合致するものとして、高く評価されている。所得参与制と所得共同制との実際上の差はわずかであるが、後者の方が、夫が単独で共同財産の処分をすることを認める点で、実際上、夫に有利になる可能性がある。したがって、所得参与制を所得共同制に変更しなければならない実質的理由を求めることは困難である。われわれは、ここに法の継受における政治的ファクターの重要性を示す適例を見ることができよう。⁽³⁾

ポーランドにおいても、ハンガリーと同様な変遷が見られる。⁽⁴⁾ そこでは、従来、法定夫婦財産制としては別産制（夫の管理用益制）が認められていたが、⁽⁵⁾ 1931年の改正草案においては、所得参与制が採用されることになっていた。⁽⁶⁾ 第二次大戦後、1946年の命令により、この改正草案が現行法となった。ところが、1950年の家族法は、所得参与制を廃し、所得共同制を採用した。この改正の理由に関し、一般にポーランドの学者は、ソビエトの学者に従い、所得共同制の方が社会主義的男女同権と家族のスタビリティにより役立つと説明しているが、⁽⁷⁾ やはり、所得参与制と所得共同制との間に、そのような差異を認めるべきか否か疑問である。⁽⁸⁾

ところで、ポーランドでは、この家族法の下で、共同財産の範囲について論争が起った。法律の規定によれば、共同財産に入るのは、婚姻中各配偶者の取得した財産であるが、相続または贈与によって得られた財産、配偶者の一方の個人的使用に供されるもの、

(3) Rouast, *op. cit.* p. 207-209, par Zajtay; Zajtay, *Le droit du mariage dans le nouveau code hongrois de la famille*, *Revue internationale de droit comparé*, 1954, p. 502-3. Zajtay, *La réception des droits étrangers et le droit comparé*, même *Revue*, 1957, p. 686 et s.

(4) Piatowski, *Quelques remarques sur les transformations du régime matrimonial dans le droit de la famille polonaise*, *Revue inter. d. dr. comparé*, 1958, 65-68; *L'égalité des droits des époux et le régime de la communauté en droit polonais*, même *Revue*, 1960, 500-523; Lasok, *A Legal Concept of Marriage and Divorce (A Comparative Study in Polish and Western Family Law)*, 9 *International and Comp. L. Q.* (1960) 68-74. による。なお、青山・有地「ポーランド家族法の素描」法政研究 27 卷 2-4 合併号 p. 130-136 参照。

(5) 野田「ポーランド婚姻法」台北比較法研究所編、比較婚姻法第 2 部。p. 932-941.

(6) 野田前掲, p. 945-954.

(7) Piatowski, *op. cit.* 1958, p. 66; 1960, p. 520; Lasok, *op. cit.* p. 69.

(8) Piatowski 自身, *op. cit.* 1960, p. 523 において、この改正は議論の余地のあることを認めている。なお Piatowski のこの論文は、社会主義国の法学者のなした比較法的研究として、きわめて興味深いものがあり、本稿 I で述べた批判は、この論文に関するかぎりあたらない。

社会主義諸国家における夫婦財産制の諸問題

および労働用具は除かれるとされている(21条)。この規定における取得(dorobek)の意味について、第一説は、婚姻中、無償で取得されたのではないあらゆる取得を含むと考えたが、第二説はdorobekの意味を重視し、これは非消費物(不動産、家具)に限ると主張した。後説によれば、給料が取得財産に含まれないことが實際上重要な差異である。第一説は共同制の観念と一致するが、第二説はむしろ所得参与制に近づくことを意味する。最高裁判所は、1955年6月1日の判決をはじめとして、第二説を採用した。この判決における最高裁の真の意図は、労働者たる妻の独立性を保障しようとするものであるが、⁽⁹⁾ さらに共有財産の管理制度との関係も考えられる。すなわち、ポーランド家族法によれば、共同財産の通常の管理については、各配偶者は単独でなしうるが、通常の管理の範囲をこえる行為は、他方配偶者の同意がなければ効力は生じない、と規定されている(22条)。実際上の問題としては、通常の管理の範囲があいまいであり、このことは配偶者にとって不便であるのみならず、第三者にとりめいわくをかけることになる。給料を共同財産から除外すれば、この困難な問題の多くをはじめからさけることができるのである。⁽¹⁰⁾

以上のようなポーランドにおける判例の発展は、所得共同制に対し立法当時とは異なる性格を与えたものと理解することができる。Piatowskiによれば、共同財産から除外された給料は、夫婦の一方の管理を認められる留保財産(bien réservé)としての意味をもつのであり、かくしてポーランドの夫婦財産制はもはや純粋な所得共同制としての性格を失ない、所得参与制と結合した財産共同制であると結論されている。⁽¹¹⁾ このようなポーランドの判例・学説の存在は、社会主義諸国におけるポーランド法——ひいてはポーランド文化——の相対的独立性に由来するものであろうが、社会主義国におけるあるべき夫婦財産制は必ずしも所得共同制につきるものではないことを示すものとして、興味深いといわなければならない。

最後に、東ドイツについて検討しよう。⁽¹²⁾ ここでは、第二次大戦までは、ドイツ民法典の規定する夫の管理用益制が法定夫婦財産制であった。戦後、家族法の改正が実現しないうちに、1949年に憲法が制定され、その結果、家族における男女同権を侵害する法律は廃止された(30条2項)。このなかに、夫の優位を認める管理用益制が含まれたことはいうまでもない。いまだ、それに代る夫婦財産制の立法がなされない今日、問題は判例にまかせられている。判例は、特別の夫婦財産制を構成することを断念し、夫婦の財産関係をすべて市民法(民法財産法)の立場から捉えた。その結果、コモン・ローと類似する事実上の夫婦別産制が現行法となった。さらに判例は、別産より生ずる家庭の主婦の不利益を救済するために、婚姻中に取得された夫の財産に対する原則として二分の一の清算請求権(Ausgleichsanspruch)を妻に認めた(とくにOG NJ 1954, 87)。これは、なお家庭を守る妻が多いという過度期的現象に直面して、家事および育児に関する妻の労働は夫の職業労働と同等に評価されるべしという立場から認められたものであ

(9) Piatowski, op. cit. 1958, p. 68

(10) Piatowski, op. cit. 1960, p. 513

(11) Piatowski, op. cit. 1960, p. 515-8

(12) 一般的文献として、Jansen, Leitfaden des Familienrechts der DDR, 1958, S. 88-97参照

る。(13)

かかるうちに、1954年になって家族法草案が発表された。そこで規定されている夫婦財産制の原則は、やはり所得共同制である(17—23条)。(14)しかし、そこには、ソビエトはじめ他の社会主義国の制度にくらべ若干の特色が見られた。まず、共同財産の範囲について、「婚姻締結後、各配偶者により、労働または労働収益によって取得された財産で、共同に利用されたり、その他、家族の共同の生活運営に役立つものは夫婦の共同財産である。」と規定された(17条1項)。これは他の立法例にくらべ、より限定的であり、したがって、草案の財産制は「共同制と別産制との特徴的な結合」であるという評価も可能である。(15)これに対し、共同財産の管理と清算については、草案の規定にとくに特色はない。今一つ特色的なのは、従来判例による清算請求権を生かし、これを補充的に規定したことである。すなわち、主婦および母としての義務の遂行のために職業活動ができなかった妻は、共同財産に対する持分のほかに、なお夫の取得財産に対しても、その二分の一を超えない限度で請求できるとされた(22条)。

この草案が発表されるや、その夫婦財産制について、激しい論争が行なわれた。とくに、社会主義社会におけるあるべき夫婦財産制の理解をめぐるアルツト(Artzt)とナタン(Nathan)の論争が注目される。アルツトはソビエトの学者にならい、共同制こそ社会主義社会のあるべき夫婦財産制であると考えて、草案の基本的立場を支持したが、(16)これに対し、ナタンは激しく批判した。ナタンも、資本主義より社会主義への移行の過渡期にある東ドイツの現状においては、草案の規定する所得共同制——それは別産制との結合である——は妥当であることは認める。しかしながら、完全な社会主義社会においては、働く能力のあるすべての妻は家庭外の職業に従うべきであり、そこでは別産制原理が導入されるべきである。これが男女同権の原理にもつともふさわしいからである。従来、支配的な見解とされていた「妻の家事育児労働は夫の職業的労働と同一視されるべきである」というテーゼは、経済的立場からいって成立しないばかりでなく、イデオロギーの観点からいっても、それは妻が家庭にとどまることを欲するブルジョア的目的に合することになる。草案の所得共同制は、この点を考慮して、将来における別産制への移行を志向するものでなければならない、と主張した。(17)

東ドイツ家族法草案における夫婦財産制は、その後かなり変更を見た。根本原理には変更はないが、多くの点でナタンの主張に従って別産制原理を促進するとともに、他方では逆に共同制原理を強化している。その中には、ソビエトの実務に従って具体的な規定を設けた例も多いが、他の社会主義国に見られない特色のある規定もある。そのうちとくに注目されるのは、所得共同制の強行性は原則として確認されたが、夫婦財産契約によって別産制——清算請求権を認めない純粹別産制——を採用する可能性を与えたこ

(13) この制度の問題につき、とくに Artzt, Die vermögensrechtlichen Beziehungen der Ehegatten während der Ehe und nach deren Auflösung. NJ 1957, 298-302. 参照

(14) 邦訳、久野・家裁月報7巻5号90頁

(15) Nathan, Gedanken zur sozialistischen Güterrecht, NJ 1958, 121

(16) Artzt, Zur Gestaltang des ehelichen Güterrechts in der DDR, NJ 1958, 159 f.

(17) Nathan NJ 1958, 121-124

社会主義諸国家における夫婦財産制の諸問題

とである。所得共同制を強行し、別産性への可能性をも認めないことが社会主義国の夫婦財産制の特色であったので、この点は、まさに革命的であるといわなければならない。(18)

Ⅳ 総 括

以上述べたところにより何等かの結論を導き出すことは、利用しえた資料からいって不可能であろう。そこで、以下では、若干の憶測をまじえながら、社会主義国における夫婦財産制の問題をまとめてみることにしたい。

まず、社会主義国で採用されている法定夫婦財産制は、一般的にいて所得共同制である。その限り、フランス法系の諸国と共通したものがある。両者の最大の差は、社会主義国の財産共同制においては、男女同権が貫徹している点にある。いずれにせよ、この事實は、夫婦財産共同制はその起源が古いにもかかわらず、現代社会においても妥当する面があることを示すものである。

ところで、ソビエトで所得共同制を導入した理由は、家事および育児に従事する妻を保護するところに求められる。機能的男女同権の観点に立って立法を実現した点で、1920年代のソビエトの立法者は先駆的功績を世界に誇る事ができる。しかし、完成した社会主義社会においても、あるべき夫婦財産制は共同制なのか別産制なのかという問題になると、社会主義諸国の間で意見の対立があるように思われる。この点は、筆者のもっとも興味をそそられる問題であるが、本稿は問題を提起するにとどまっている。

社会主義諸国における夫婦財産制の一つの特色は、契約による夫婦財産制を認めない点にある。このため、所得共同制は強行性を有する。しかし、前の議論と関係する問題であるが、別産制の可能性を認めないことは疑問の余地がある。われわれは、東ドイツ

(18) 家族法最終草案における改正点については、Nathan, *Das eheliche Güterrecht nach dem letzten Entwurf zum Familiengesetzbuch*, NJ 1958, 529 f 参照。本文以外の主たる改正点は次のごとし。まず、共同財産の範囲については、「婚姻中に行使された営業活動の収入によって調達され、または自己の労働により作られたもの」も入ることになり、拡大された。これに対し、レーニン賞のごとく、「配偶者が特別の業績に対する承認として得た資金によって取得」したものは、特有財産となる旨規定された。この点は、ソビエトの実務と同じ。さらに、注目されるのは、婚姻前の財産でも、「共同に利用されたり、その他家族の共同の生活運営に役立つ不動産または家具」について処分するには、他方の配偶者の同意が必要であり、しかもかかる同意のない処分は第三者が善意であっても無効とされる点である。これは、夫婦財産制における家族法的原理を財産法的原理に優先させたものとして社会主義国においても画期的である。共同財産の分配については、等分の原則は変らないが、硬直性を廃し、具体的な例外規定を設けた。すなわち、i) 子の養育のため、家具をより多く必要とする場合、ii) 一方が何等財産に寄与しなかった場合、iii) 共同財産の取得にあたり、一方が主として支払った場合、iv) 共同財産の負担において、一方が多額の出捐を得た場合には不平等な分配が認められるとした。その他、配偶者の債務に対する各財産団の責任についても若干の規定が設けられたが、この点は省略し、さいごに清算請求権について一言する。草案では、この請求権は家事育児に従事した主婦にのみ認められたが、さらに中小企業家庭において、妻が営業に協力した場合にも与えられることになった。また、この請求権は譲渡・相続しえないとされていたが、妻の子ではあるが、夫の子ではない要扶養者にも独立に清算請求権を認めることにより、相続を認めるのと同じの保障を与えた。なお、判例の認める清算請求権についても、その譲渡性・相続性に関し争いがある。Artzt NJ 1957, 302 によれば清算請求権は妻の労働の結果としての財産価値であるので、その譲渡性・相続性を認めないことは男女同権に反するとされる。この点はわが国における財産分与請求権の相続性をめぐると同様な論争と関連し、興味がある。

における家族法最終草案の解決に注目しなければならない。

つぎに、所得共同制を採用する諸国家の間でも、その共同財産の範囲については、かなりの差がある。おそらく、唯一の一致は無償所得財産を除く点だけであろう。かくして、ポーランドのごとく、各配偶者の俸給が共同財産より除外される例すらある。このため、ポーランドの夫婦財産制は実質的にいって別産制に近くなっている。その他、東ドイツ草案のごとく、共同制と別産制との結合形式が法定財産制であるという理解もなりたつ。かくして、社会主義国においては、前述のごときあるべき夫婦財産制についてのみならず、現行の制度についても、共同制原理と別産制原理の衝突と結合が見られる。

共同財産に対する夫婦の管理処分権については、いかなる社会主義国においても、夫婦は完全に平等である。この点は、資本主義国の共同制の下ではなお到達しえないところであるので、社会主義国の所得共同制の最大の特色であるといつてよい。⁽¹⁾しかし、この点で問題は残る。夫婦平等に管理処分権を有するという事は、管理処分が夫婦共同で行なわれるか、単独で行なわれるかいずれかである。前者の場合でも、事実上は一方配偶者により他方の同意なしに処分がなされる可能性があり、このとき第三者の保護の見地から処分を有効とせざるをえない場合が多い。その結果、いずれにせよ、夫が共同財産を勝手に処分することによって妻に損害を加える可能性がある。この点では、共同制はついに別産制に及ばないのではなからうか。⁽²⁾もつとも、東ドイツの最終草案に見られるように、善意の第三者を犠牲にしても、家族財産を守ろうとする動きがあることは注目に値する。

共同財産の清算にさいしては、原則として夫婦間に等分されることになっているが、近時は、一定の財産を分割の対象外にしたり、さらに具体的事情に応じて不平等な分配を認める傾向がある。この点でも、別産制への歩みよりが見られる。

(1) この点を強調するものとして、Piatowski, op. cit 1960, p. 515

(2) この点で、共同の管理ということが事実上困難であるならば、共同制が所得参与制に近づくことは避けられない、という Piatowski の指摘は興味深い。op. cit. 1960, p. 518

Some Problems of the Matrimonial Property Law in Socialist States

Kiyoshi IGARASHI

In recent days, the matrimonial property law is discussed by a lot of scholars. In this article, the author treats some problems concerning legislations and judicial decisions on the matrimonial property law in socialist states. He believes that the comparative study is of use for the advancement of the study in this field.

The matrimonial property system adopted by the socialist states is, in general, the community of acquest (*la communauté d'acqêt*). This system is, therefore, common with the French system in this aspect, although there is a difference of the management of common property in which the equality of sexes is completely realized in the socialist states. This fact seems to show that the community system is adapted to the modern way of life in spite of its old origin.

The reason why at 1926 the community principle was introduced in the U.S.S.R. was founded on the necessity of the protection of wife, who had to take care of children and to hold household. We can appreciate the realistic approach of Soviet legislators in that period to the problem of the equality of sexes. The opinions on the future system in the advanced socialist societies, however, seem to be divided even among scholars of the socialist states. While most of them support the community principle, a few assert that the separation of property system—which was also the decision of 1918 Soviet legislators—is the best one.

One of the characteristics of the matrimonial property system in socialist states is in its prohibition of the system by contract. Therefore, the community of acquest is obligatory. However, the rule which permits no possibility of the separation system leaves some room for consideration. In this connection, we should notice the recent solution of the Family Law Bill in East Germany.

The author wishes to mention that there are some remarkable differences in the scope of common property among the socialist states. The only coincidence, perhaps, is found in the rule which excludes the gratuitous property from the community. To an extreme runs a Polish law, which, according to the Supreme Court decisions, excludes the salaries obtained by a spouse from the common property. By this rule, the Polish matrimonial property system appears to come nearer to the separation system. In the same way, it is comprehensible to regard the legal matrimonial

property system of East Germany Bill as a combination of the community principle with the separation principle. In consequence, the conflicts and coordinations of the two principles are perceived in the existing laws as well as in the future ones.

In any socialist states, the right of spouse to manage the common property is quite equal. This is the most characteristic point in the socialist community system ; one could not yet obtain such a complete equality under the capitalist system. However, some problems rest even in this. The equal right of management can be understood to manage the property commonly or solely. In the former case, it is likely that a spouse will actually dispose the common property without the other's consent, and that the disposition will be held good for the innocent parties. In both cases, there is consequently a fair chance for the disposition of the common property by husband to the detriment of wife. So far as the matter concerns, the community system would ultimately be inferior to the separation system.

In case of liquidation, the common property is, as principle, held to be divided equally between husband and wife. In recent days, however, there is a tendency to exclude some properties from community or to approve an unequal division under certain circumstances. This also proves an access of the community system to the separation system in socialist states.